

兵庫県告示第614号

家畜改良増殖法施行令(昭和25年政令第269号)第5条の規定により、種畜証明書を次のとおり書換交付した。
平成29年 6 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

飼養者の住所及び氏名又は名称	種類	品 種	名 前
加西市別府町南ノ岡甲1533 県立農林水産技術総合センター 畜産技術センター	牛	黒毛和種	山伸土井、忠義土井、喜治、茂錦波、富智土井、 忠岸土井



兵庫県告示第615号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成29年 6 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
兵庫県姫路市木場1326-3 村 田 秀 孝 同 県 同 市木場84-1 長 野 義 平	八木	姫路市漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間 平成29年 6 月 9 日から同月23日まで
- (2) 縦覧場所 八木加入区 兵庫県姫路市木場1395 姫路市漁業協同組合八木支所



兵庫県告示第616号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成29年 6 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除に係る保安林の所在場所
淡路市里字海平891の1(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
魚つき
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第617号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年 6 月 9 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成29年3月27日から同年9月30日まで
- 3 作業地域
神戸市垂水区下畑町地内



兵庫県告示第618号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、宝塚市武田尾土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年6月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び出来形確認測量）
- 2 作業期間
平成29年6月1日から平成30年3月31日まで
- 3 作業地域
宝塚市切畑字検見及び玉瀬字イヅリハ地内



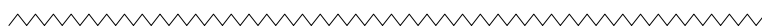
兵庫県告示第619号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年6月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成29年3月27日から同年4月30日まで
- 3 作業地域
西宮市上甲東園六丁目、松籟荘、神呪町、門戸西町及び下大市西町地内



兵庫県告示第620号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成29年6月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
名称 株式会社プレジャーズコーポレーション
代表者の氏名 城野弓子
住所 大阪市北区大淀中2-11-8
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
名称 (仮称) 中山手通HOTEL project
所在地 神戸市中央区中山手通3丁目4-1、4-2、4-3、4-22、4-23

- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課
縦覧期間 平成29年6月9日から同月22日まで
- 4 意見書の提出期間及び提出先
提出期間 平成29年6月9日から同月22日まで
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課



兵庫県告示第621号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路を指定した。
その関係図書は、北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。
平成29年6月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H29北播予定 0001号	29. 5. 29	三木市平田字東山畑402番6、405番2	11.66	48.12

公 告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成29年6月9日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
平成29年度統合宛名管理システム運用等業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局又はかいの名称及び所在地
兵庫県企画県民部科学情報局情報企画課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成29年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
株式会社システム・エージ 伊丹市御願塚3-1-18
- 5 随意契約に係る契約金額
13,262,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第13条第1項(b)による。



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成29年6月9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 やしろショッピングパーク
 所在地 加東市社字柿ヶ坪1128—1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
やしろ商業開発株式会社	加東市社1126番地の1	田 村 光
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	中 嶋 克 彦
- 3 変更事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (1) 変更前

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡 崎 双 一
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江 尻 義 久
上新電機株式会社 外22者	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	中 嶋 克 彦
- (2) 変更後

名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	岡 崎 双 一
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	江 尻 義 久
上新電機株式会社 外22者	大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号	中 嶋 克 彦
- 4 変更年月日
 平成29年3月1日ほか
- 5 届出年月日
 平成29年4月26日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間
 平成29年6月9日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限
 平成29年10月10日
- (2) 提出先
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第29号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設を変更した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成29年6月9日

兵庫県選挙管理委員会
 委員長 立 石 幸 雄

表神戸市の項中

「

を
「

神戸市立地域人材支援センター

神戸市長田区二葉町7丁目1-18

ふたば学舎

神戸市長田区二葉町7丁目1-18

に改める。

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第172号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成29年6月9日

兵庫県公安委員会

委員長 三宅知行

1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「雑踏・交通誘導警備業務」という。）

(2) 実施日

ア 新規取得講習

平成29年7月18日（火）から同月25日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の6日間

イ 追加取得講習

平成29年7月21日（金）から同月25日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の3日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

新規取得講習及び追加取得講習ともに、平成29年7月25日（火）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で60人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（雑踏・交通誘導警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、

継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（雑踏・交通誘導警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、次のいずれかに該当するもの

ア 最近5年間に雑踏・交通誘導警備業務に従事した期間が通算して3年以上ある者

イ 1級検定に係る合格証明書の交付を受けている者

ウ 2級検定に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る合格証の交付を受けている者

オ 旧2級検定に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上雑踏・交通誘導警備業務に従事しているもの

4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成29年6月15日(木)から同月28日(水)までの間（土曜日及び日曜日を除く午前10時から午後5時まで）

5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係とする。

6 申込時の提出書類

(1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 次に掲げるいずれかの書面

(イ) 前記3の(1)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(ロ) 前記3の(1)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(ハ) 前記3の(1)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(ニ) 前記3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(ホ) 前記3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(2) 追加取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

ウ 次に掲げるいずれかの書面

(イ) 前記3の(2)のアに該当する者については、雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(ロ) 前記3の(2)のイに該当する者については、1級検定に係る合格証明書の写し

(ハ) 前記3の(2)のウに該当する者については、2級検定に係る合格証明書の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(ニ) 前記3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る合格証の写し

(ホ) 前記3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る合格証の写し及び雑踏・交通誘導警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

7 受講手数料

新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

9 その他

(1) 受講者の確定は先着順とし、受講定員に達した時点で申込みを締め切る。

(2) 申込みは、原則として受講者本人が行うものとする。

- (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
 - (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。
 - (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。
 - (6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布する。
- 10 講習委託先
神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階
一般社団法人兵庫県警備業協会
- 11 問合せ先
- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
 - (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話 (078) 341-7441 内線3046
 - (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会
電話 (078) 252-0166



兵庫県公安委員会告示第173号

行政手続法（平成5年法律第88号）第23条第1項の規定により聴聞を終結し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第8条第3号の規定に基づき、次のとおり風俗営業の許可の取消処分を決定したので公示する。

なお、行政処分通知書については、被処分者の請求があればいつでも交付する。

平成29年6月9日

兵庫県公安委員会
委員長 三宅知行

1 被処分者

氏名	営業所の所在地	営業所の名称	処分事項
柏木 信夫	神戸市兵庫区福原町2番17号 福原ビル1F	キュート	風俗営業の許可（平成25年5月28日兵第平25-5号許可）の取消し

2 事務所を所掌する組織の名称及び所在地

兵庫県警察本部生活安全部生活環境課 神戸市中央区下山手通5丁目6番21号

3 その他

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に兵庫県警察本部生活安全部生活環境課を経由して、兵庫県公安委員会に対し審査請求をするか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。